

事務連絡
令和4年2月19日

岐阜県病院協会長
岐阜県医師会長 様
岐阜県薬剤師会長

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

自宅療養者に係る医療費公費負担について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、自宅療養者に係る医療費公費負担について別添のとおり取りまとめたので、貴会員へも周知いただくようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
自宅療養者支援チーム
TEL：058-272-1111（内線）4845
メール：c11237@pref.gifu.lg.jp



(別添)

問1 医療機関で検査を受けた日に陽性の確定診断を受けた場合、その日の医療費については公費となるか。

(答) 陽性が確定した以降に実施した解熱剤の処方など、新型コロナウイルス感染症に関連する治療(処方箋料、調剤薬局における薬剤費等)は診断日に行ったものを含めて対象となります。検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料などは公費負担とはなりません。また、この取扱いは本事務連絡の発出日以降に適用されます。

問2 発熱患者にPCR検査・投薬等を行い、検査結果が出るまで一度帰宅した後、同日中に結果が陽性と判明したため、改めて診療を行った。この場合の帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は公費になるか。

(答) 帰宅する前に処方した処方箋料、薬剤料等は、陽性確定前に実施したものであることから公費対象とはなりません。

問3 医療機関以外で検査キット等を用いて検査をして陽性反応が出た後に、医療機関を受診した場合は、初診料や院内トリアージ料等も含めて全て公費となるか。

(答) 医療機関を受診し陽性の確定診断を受けた以降に実施された医療が公費の対象となります。